

I 行動計画策定の背景

子どもは社会の宝であり未来への希望である。ところが近年、出生率は世界最低クラス、高齢化率は世界最高水準に達し、人口減少時代が目前に迫っている。日本の将来推計人口（平成14年1月）によれば、晩婚・非婚化に加えて、「夫婦の出生力の低下」という要因も新たに見られ、子育ての負担が重い現状のままでは、少子化が一層進行していくおそれがある。

少子化の流れを変えるため、政府は平成14年9月、子育て支援策をもうワンステップ高める「少子化対策プラスワン」を策定した。子育てと仕事の両立を目指して保育サービスの充実を進めてきたこれまでの取組に加え、専業主婦家庭を含むすべての子育て家庭を支援することが最大の柱である。保育所に在所している0歳児がわずか6%、1歳児でも17%に過ぎない現状（平成13年）を踏まえ、政府においては、バランスの取れた子育て支援策を着実に推進していくこととしている。

「プラスワン」の第1のポイントは「男性を含めた働き方の見直し」である。育児参加の少ない父親や子育てに理解の乏しい企業・職場の意識を改革して働き方を改めるため、出産時に父親が最低5日間の休暇を取得することや、育児休業取得率の目標値（男性10%、女性80%）を打ち出した。

第2のポイントは「地域における子育て支援」である。子育て中の親が集まる「つどいの場」をつくり、地域の高齢者や子育て経験者による子育て支援を推進していく必要がある。

第3のポイントは「社会保障における次世代支援」である。公的年金制度をはじめ、世代間扶養を基本とする社会保障制度は少子化の影響を強く受けるため、社会保障制度において子育てを支援することも不可欠である。さらに、整合性に乏しい各種社会保障制度や税財源による子育て支援策を再編し拡充しなければならない。

第4のポイントは「子どもの社会性の向上や自立の促進」である。中高生が赤ちゃんと触れ合う場を拡充するなど次世代育成への意識を高めていく必要がある。

少子化対策を強力に推進するため、平成14年10月に厚生労働省内に「少子化対策推進本部」が設置され、「少子化対策プラスワン」で展開する施策の実効性を高めるための立法措置を含む具体的検討が行われている。

その結果、急速な少子化の流れを変えるための第一弾の取組として、平成15年の通常国会には、全ての市町村及び都道府県、301人以上の従業員を有する企業に行動計画の策定を義務づける「次世代育成支援対策推進法案」等が提出されたところである。

このような動きの中で、本研究会は、平成14年度厚生労働科学特別研究事業として、昨年9月の「少子化対策プラスワン」において対策の推進方策の一つとして盛り込まれた、地方公共団体による行動計画の在り方についての研究・検討を行った。具体的には、行動計画に盛り込むべき事項や計画策定プロセス等の検討を行うとともに、計画策定の前提となる、子育て支援に関する地域住民のニーズ調査も試行的に実施した。

II 地方公共団体に期待されること

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、子育てに対する不安や負担感が強まり、男女が協力して子育てしていく意識や社会的支援の仕組みも不十分になっている。同時に、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄になり、孤立している子育て家庭が少なくない。

このため、子どもの健やかな成長を促す家庭環境を整備するとともに、子どもと家庭を地域全体で支えていく取組が不可欠である。さらに、地域社会の交流を通じて子育てコミュニティーを形成し、子育てに喜びや楽しみを感じられる環境づくりが求められる。

新エンゼルプランでは、国や地方公共団体が保育対策を中心に計画を策定するケースが多くなった。具体的な数値目標に乏しいという指摘も少なくない。地方公共団体において新たに計画を策定したり見直したりする場合には、バランスの取れた次世代育成支援策を展開する観点から、子育てをしているすべての家庭のために、地域における未婚率、女性労働率、出生率等も勘案しつつ、以下のような点に留意しながら、積極的に取り組むことが期待される。

まず、目標の具体化である。その際、子育て家庭など住民のニーズや意見を的確に調査・把握し、現状と将来のニーズを分析・推計しなければならない。その上で、子育て中の親、住民、NPO、有識者らを中心とする行動計画策定委員会（愛称・子育てサミット）が論議して計画を策定し、具体的な数値目標や達成目標年次を設定することが期待される。さらに、住民やNPOが主体的に参加して計画の実現を推進し、その進行状況をフォローするとともに、定期的にニーズ調査を実施して、政策を評価することが重要と考えられる。

また、計画の策定に当たっては、新エンゼルプランをバージョンアップするだけでなく、幅広い角度から検討して施策のウイングを広げ、内容の充実を図る必要がある。例えば、

- ①地域における子育て支援の活性化
- ②保健・福祉施策と教育施策の連携強化
- ③次世代を育む若い世代への支援
- ④子育てバリアフリーの整備
- ⑤男性を含めた働き方の見直し

などの課題に、地方公共団体として地域の視点から積極的に取り組む姿勢が求められよう。

III 市町村行動計画の骨子例（行動計画に盛り込むことが期待される事項）

新エンゼルプランの下で、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）では、保育サービスの充実を中心に計画が策定されるケースが多くたが、今後、新たに策定されたり見直される場合には、地方公共団体において均衡のとれた次世代育成支援対策を講じる観点から、保育サービスの充実に加え、以下のような事項についても積極的に盛り込むことが期待される。

1 子育て家庭のみならず、子育て経験者、高齢者、事業主等 が幅広く参加して、地域全体で子育ての在り方を考える	6
2 地域における「子育て支援力」の充実（「地域子育て支援機能の再生」）	
2.1 市民による子育て支援の充実	13
2.2 子育て中の親子が交流等できる場づくり	23
2.3 家庭教育についての学習機会や相談機会等の整備	37
2.4 就学児童の居場所づくり	44
3 子育て家族が暮らしやすい地域づくり	50
4 次世代を育む若い世代への支援	54
5 子どもや母親の健康、安心・安全の確保	62
6 子育て支援に関する行政サービスの充実	71
7 多様な保育ニーズへの対応や必要な時に安心して利用できる保育 サービス等の実現	80
8 幼児教育の充実	89
9 地域における「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、 「仕事と子育ての両立の推進」についての普及啓発等	91
10 経済的支援策の充実	99

1 子育て家庭のみならず、子育て経験者、高齢者、事業主等が幅広く参加して、地域全体で子育ての在り方を考える

(施策の具体例)

- 1) 住民を中心とする、地域における次世代育成支援の推進に関する協議会の設置
- 2) 子どもや子育て支援に関する条例の制定、宣言、議会決議等
- 3) 子育てに関するシンポジウム、セミナーの開催

○ 子育て家庭だけでなく、子育て経験者、高齢者、事業主、労組、サービス提供者、NPOなどが幅広く参加して、地域全体の子育ての在り方を考えることが重要である。具体的には、住民を中心とする行動計画策定委員会を設置したり、健やかな成長をみんなで支えていく姿勢を明確に示す観点から、子どもや子育て支援に関する条例の制定、宣言、議会決議等を行ったり、住民の意識を啓発する話し合いの場をつくり、子育てに関するシンポジウム、セミナーを開くなどの方法が考えられる。

1) 住民を中心とする、地域における次世代育成支援の推進に関する協議会の設置

各地域においては、行政、事業主、住民が参加して、地域における次世代育成支援の推進に関して必要な事項を協議する場を設置することが期待される。

具体的には、保育、教育、母子保健、幼稚園・保育所の関係者、子ども会等地域組織、NPO等の子育て支援活動団体、医療、労働等、子育ての当事者（子育て中の親、子育て経験者）を含む地域住民や行政関係者で構成され、行動計画の策定や継続的な計画の実施状況のフォローを行う委員会を設置し、行政主導ではなく地域住民が中心となって計画の策定を進めることが重要である。（→IVの3（=ページ）を参照）

また、子育て家庭はもとより、子育てサークル、NPO、保育所、育児関連事業者、行政、一般住民などが、行政を交えて地域における子育てについて考え、話し合う場をつくることが不可欠である。さらに、サービス利用者の懇談会やネットワークの連絡会などで意見を交換し、行政に対する提言や要望も積極的に行うことも期待される。

【取組例】どんぐりプラン=茅野市こども・家庭応援計画=（長野県茅野市）

茅野市では、地域福祉、生活環境、教育問題の分野で公民協働の「パートナーシップのまちづくり」を進めています。

市民が主体となり行政と共に子どもをとりまく諸問題を考えるために、平成9年に福祉21（茅野市の21世紀の福祉を創る会）の分科会として「子育て部会」が発足しました。そこでは、母子保健だけでなく、妊娠中から乳幼児期・学童期を経て18歳になるまで子どもを中心に据え、保健福祉の面だけでなく教育の面からも総合的に考えましたが、学童期以降、思春期を中心とした時期に対する議論の不足が指摘され、メンバーの再編成が話題となりました。平成12年に市民ワーキングが組織されました。ワーキングでは学童期・思春期を中心にどのような子どもになってもらいたいか、どんな支援が必要か、子どもは何を望んでいるか、現実にどのような問題があるのか、親の意見、子どもの意見を丁寧に聞きながら議論が進められました。

子育て部会、市民ワーキングの考え方を総合し、さらには幅広い市民参加によって子ども・家庭支援について議論する場として平成13年4月に市民34名によって「子ども家庭支援計画策定委員会」が設置されました。

行政側では保健福祉部と教育委員会によって一体的な作業部会が組織されました。

委員会では子育て部会の提言と市民ワーキングの提言を元にして詳細な議論を重ね、さらに諸施設の見学や、子どもと親の生の声を聞くことを繰り返し、市民からの提言（「市民として必要だと思うこと」「市民として応援できること」「行政・関係機関に求めるうこと」）を取りまとめ、これらを基に「地域ぐるみの子育て・子育ちを応援していくシステム」を構築することを意図して、茅野市では「地域教育福祉計画」である「子ども・家庭応援計画」（愛称どんぐりプラン）」を策定しました。「たくましく やさしく夢をもつ子ども」に育ってもらえる「市民・行政」のパートナーシップの元に安心して子供を産み育てることができる」で取り組むまちづくり・「安心して子どもを生み育てることができるまち」、「少年・少女時代を過ごせて良かったと思えるまちづくり」の実現のために、福祉と教育とが一体的に連携し、生命が宿ってから18歳までの子どもをトータルで支援・応援していくシステムづくりであります。

【取組例】児童育成計画懇談会（岩手県宮古市）

宮古市では、新たな子育て支援対策等を講じるため、平成11年3月策定の児童育成計画を見直すことにし、そのための第三者機関として「児童育成計画懇談会」（以下「懇談会」といいます。）を設置しています。

懇談会の設置の目的は、前回と同様、官民の意見を聞いてそれを計画に反映させようとするものです。前回との違いは、懇談会の構成員について、新たに公募による委員を登用するとともに、直接子育て等現場で働く従事者等を各職域などから推薦で募り、ワーキンググループ（以下「作業部会」といいます。）としてボランティアで懇談会の中に設置していることです。建前と行政主導で作られる傾向にある計画を、見直しでは、子育て現場の従事者やその利用者及び市民のそれぞれの視点で捉え、それを反映させようとするものです。作業部会での意見等を積み上げ、それを踏まえて懇談会で議論することにより、現実的で客観性のある計画に仕上げることを狙ったものです。

懇談会委員は15名で、行政機関や福祉団体の有識者9名、施設運営の有識者3名、公募委員3名で構成しています。作業部会の構成員は23名で3グループに編成、第1グループは保健師、保育士、教員などの養育支援者7名、第2グループは保育児童の保護者、ボランティア、PTA、児童委員などの地域支援者7名、第3グループは商工会議所等職員、公共施設等職員、各種相談員などの社会支援者9名としています。これは、構成員が、共通する職域や話題の中で、話し易く活発な意見等を出し合うことを期待したものです。

会議の開催は、懇談会は年3回、作業部会は年4回としています。作業部会を先行して開催し、その結果を懇談会に報告するとともに、作業部会に対しても、懇談会の会議結果を報告しています。

これまでの会議の状況は、予定時間をオーバーするなど、活発に行われています。作業部会では、それぞれが直面する現実を訴えるように議論し、懇談会では、全ての委員が作業部会の忌憚のない意見等の報告を受けて、これに呼応するかのように活発に発言しています。特に、公募委員の、現行の保育制度等を不満とする単刀直入な意見には、傾聴するものがあります。第2回懇談会では、会長が、「策定後の計画実行を負わされる行政側にとって、その責任は極めて重大である」と結びました。

【取組例】「子育て支援会議（子ども家庭地域ケア会議）」（東京都世田谷区）

世田谷区では、平成11年11月に「子どもを取り巻く環境整備プラン」の策定により、「子どもの尊重と自立支援」「子育て支援」「みんなが関わる社会環境の整備」を柱に施策を推進しています。子育て支援は、子どもの育成を促す環境づくりを進めるとともに、子育てに関する悩みや育児不安の解消など子育ての問題や、虐待等の早期発見により、早期対応を図るために行政・関係機関等の連携と子ども家庭への総合的な対応が重要です。

世田谷区では、平成12年度より子どもと家庭を地域で支える仕組みの一つとして、各保健福祉センター子ども家庭総合相談で「子育て支援会議（子ども家庭地域ケア会議）」を開催しています。子育て支援会議は、子どもと家庭の支援を行っている専門、関係機関、団体、関係者及び住民相互の連携を図り、地域で子どもと家庭を支援する体制の構築及びその活動を活性化することを目的としています。

会議は、世田谷5地域（世田谷・北沢・砧・玉川・烏山…人口10～20万人）ごとに設けられ、①専門機関ネットワークと②子育て支援ネットワークの2つの会議体から構成されています。

①の専門機関ネットワーク会議は、問題解決のための連携会議として、虐待など深刻なケースに適切な対応ができるよう関係機関の情報の共有化を目指し、年2回から4回開催されます。

メンバーは、保健福祉センター子ども家庭総合相談を中心に、保健所・児童相談所・幼稚園・保育園（区立・私）・児童館・小中学校・母子生活支援施設・児童養護施設・警察署・民生児童委員・主任児童委員・小児・精神科医師・弁護士・NPO等の相談機関、社会福祉法人等の専門関係機関の代表から構成され、地域の子育て課題の共有化や専門講演会などを行います。

成果として、在宅生活を支える仕組みとしての子ども家庭ケースマネジメントの必要性が認識され、児童虐待等の個別問題ケース等は83件（13年度）のチーム対応が図られました。

②の子育て支援ネットワーク会議は、地域子育て情報紙「子育てマップ」の作成、虐待等に対する正しいとらえ方などの意識啓発等を目的に、年6回程度を開催しています。

メンバーは、保健師・児童館職員・保育士・施設職員・子ども家庭支援センター職員等や区民活動グループの代表で構成されています。

成果としては、5地域で地域子育て情報紙「子育てマップ」の発行により、区内様々な機関で地域の子育て情報を提供できるようになりました。今後は、より質の高い子育て支援のできる職員の育成が課題となっています。

【取組例】家庭教育地域ネットワークづくり「家庭教育井戸端会議」（兵庫県伊丹市）

伊丹市では、家庭教育支援事業の1つとして、毎月1回、市内16か所で「家庭教育井戸端会議」を開催しています。これは核家族化が進行し地域の人間関係が希薄になる中で、在宅で育児に携わる若い世代が孤立し、しつけや子育てなどに不安や悩みを抱えるという実態に対し社会的に支援しようとするものです。

したがって、この「家庭教育井戸端会議」には、子育て中の親子だけでなく子育てOBやお年寄りなどが気軽に立ち寄り、子育てやしつけ、家族問題などの体験を交流しながら生活（家庭教育）の知恵を学ぶと共に、地域でいつでも声をかけあえるネットワークを育むことをねらっています。

事業の推進母体は、教育委員会と連携しながら家庭教育推進連携支援委員会（伊丹市における家庭教育推進の中核を担う市民会議）と家庭教育推進ボランティア、各小学校区毎の地区社会福祉協議会が中心になって運営しております。これからは地域の子育てグループやPTA、幼稚園、学校、老人クラブ等が一体となったより一層の幅広い連携が求められています。

会場は地域毎にコミュニティー施設（地域の共同利用施設）や学校、ホール、福祉施設などの公共施設をあて、当日はそれぞれの会場毎に、会場関係者と聞き手ボランティア（2名）が配置されています。聞き手ボランティアは保育所から大学までの教育関係者やそのOB、地域やPTA、少年健全育成関係、子育て支援グループ、カウンセラー、趣味や特技で活躍されている方など、団体推薦や市民公募で参加していただいている方で、聞き手として井戸端会議をコーディネートします。

しつけや子育てが話題の中心となります。時には老後の問題や介護の問題、地域社会の問題など「だれかに聞いてもらいたい」ことを、その時の参加者の関心にしたがって引き出して進めています。このように会場により話題や運営はいろいろですが、市民の自主保育である共同保育の機会を月1回開放して、この「家庭教育井戸端会議」を親学習や交流の機会として活用し好評を得ているところもあります。

なお、日程の関係で出席できないとか、顔見知りが多くて地域では話しにくいという方もあり、参加する会場は原則自由としております。

【取組例】子育てワークショップ（千葉県船橋市）

船橋市では、「（仮称）船橋市子育て支援計画」の長期ビジョンを作成し、市長に提言することを目的に、平成14年9月に子育てワークショップを開催しました。

20代から70代まで41人の申し込みがあり、参加者は、子育て中の人、子育てが終わった人、幼稚園教諭をはじめとする専門職、ファミリーサポートセンター協力会員、NPOメンバー、市職員など多方面にわたっています。

ワークショップはリーダー＆書記会議を含めて7回開催し、前半は「船橋の良いところ、悪いところ」、後半は「私たちの長期ビジョン」というテーマで、4グループに分かれてグループワークを行いました。予定回数で完成に至らなかつたため、「長期ビジョン起草委員会」を発足し、自薦、他薦による10人が起草委員となりました。ワークショップ、起草委員会を合わせて5か月間で13回の開催、延べ参加人数は227人となりました。

長期ビジョンは「20年後の船橋はこうなってほしい」という市民の夢であり、計画の羅針盤となるものです。タイトルは「子育ち・子育て支援都市 — 子・親・地域がともに育ち合えるまち —」で、全14ページの内容は「基本理念」の5項目、「居場所があります」という市民に向けたメッセージに続き、子育て支援の柱となる「命をはぐくみ、まもります！」をはじめとする10項目とその具体策、子育てへの思い・夢・希望、そして

夢プランで構成されています。

平成15年度は、ワークショップで出された「市民と行政の協働で子育てに関するわかりやすいハンドブックを作りたい」という意見を受け、「子育て情報誌編集会議」を開き、編集ボランティアを募集して情報誌作成を進めています。

また、「ワークショップに参加して、行政に何かしてもらおうと考えるのではなく、私たちが何かをしていきたいと考えるようになった」という市民が多く、ワークショップ参加者が中心となって次のような市民活動が始まっています。

- ・「子育て応援メッセ 2003in ふなばし —みんなの情報見本市—」の開催に向けて、市民、市職員が委員となって実行委員会が発足し、準備を進めています。
- ・「船橋の子育てを見守る会」が発足し、市民、NPO、市職員等、いろいろな立場の人々が意見交換、情報交換を行っています。今後は子育て支援活動も考えていく予定です。
- ・公民館で「カンガルーぽっけ」という親子の遊びと交流の場をつくりました。

2) 子どもや子育て支援に関する条例の制定、宣言、議会決議等

地域社会における子どもの存在と重要性を明確に位置づけ、子育て支援に取り組む姿勢を明確にするため、子どもや子育て支援に関する条例の制定、宣言、議会決議等について検討することが期待される。

条例、宣言、議会決議等の内容は、地域の実情に応じ、住民の意見を十分に尊重して決定することにより、住民や関係者の意識を高め、地域の子育て支援力を強化していくことが望まれる。

なお、条例については、日本は平成6年、子どもの人権を尊重し保護と援助を促進する国連の「児童の権利に関する条約」(1989年)を批准し、市町村においても、平成13年4月に川崎市が「子どもの権利に関する条例」を施行し、さらに同年12月には、東京都世田谷区が子どもの権利のみならず、地域における子育て支援ネットワークの充実を柱とする「世田谷区子ども条例」を制定するなど、子ども条例を検討・制定する先進的市区町村が相次いでいる。

【取組例】金沢子ども条例(石川県金沢市)

金沢市では、少子化や核家族化の進展、完全学校週5日制の開始など、子どもを取り巻く社会環境が変わる中で、平成13年12月、金沢の子どもたちを市民みんなで育っていくことをめざして、「金沢子ども条例」(子どもの幸せと健やかな成長を図るために社会の役割に関する条例)が制定されました。

金沢市では、戦前から、地区ごとに設置された「善隣館」を福祉活動の拠点として、地域住民が中心となって弱者救済に取り組んできました。また、住民相互の高い連帯意識や福祉、環境、教育等の様々な分野にわたり相互に力を合わせて住みよいまちづくりを進めてきた公私協働の土壤が培われた金沢市固有の地域社会(金沢コミュニティー)が形成されています。

このような歴史や伝統を背景として、この条例は、子育て・大人の役割を考える市民フォーラム、中学生会議、保護者、学校・企業・福祉等の関係者、学識経験者からなる「金沢子ども条例(仮称)検討会議」の場を通じて、多くの市民から出された意見をもとに制定されました。

この条例は、「金沢コミュニティーが一体となって子どもの育成に主体的に関わり、

次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図る」（第1条）ことを目的としています。

条例の内容としては、基本理念や大人の責務のほか、子どもの育成に関する基本的な施策として、①子どもの育成に関する施策を推進するための行動計画を策定すること、②家庭、地域等での子どもとのふれあいを通して大人の役割の大切さを改めて認識する期間として、10月の第2日曜日から1週間を「金沢子ども週間」とすること、③子どもの自然体験活動等の充実、スポーツ等に関する子どもの自主的な活動への支援、子どもの健全育成事業の実施、子どもに関する相談体制の充実を図ること等が明記されています。また、家庭、地域、学校、企業、行政等が一体となって子どもの育成を推進する組織として、「金沢子どもを育む行動推進委員会」を設置し、行動計画の検討・検証等を行うこととされています。

【取組例】「神埼町子ども条例」の制定について（佐賀県神埼町）

神埼町では、平成14年7月に「神埼町子ども条例」を施行しました。

全国的に少子・高齢化が問題となっているなか、神埼町においても、昭和50年の1年間に生まれた子どもの数は270人であったものが、平成13年には174人にまで減少しています。このまま少子化が進めば、町を支える人材の減少や高齢化が進む中で、町の活力に重大な影響を及ぼすことになります。そこで、これからまちづくりを進める上で少子化対策を緊急の課題として取り組んでいくために、家庭、地域住民、学校等、事業者及び町の役割を明確にし、私たちみんなで子育て支援に取り組んでいくことを決意してこの条例を制定しました。

制定にあたっては、町職員の係長で組織された「子ども条例検討部会」及び助役・課長で組織された「子ども条例策定部会」で条例の素案及び条例制定に伴う新たな事業の取り組み等について検討を重ね、町内の子どもの施策に関する団体等から「子ども条例策定委員会」を組織し、条例内容についての審議を行いました。

この条例は前文を含め10条で構成し、子どもにも理解しやすいよう分かりやすい表現に努め「です」「ます」調で表現しています。また、「子どもの定義」を義務教育課程の中学生までの者と定めるなど、低年齢の子どもの子育て支援に重点をおいています。

また、子どもを産まないは個人の自由であるが、大切なのは「産みたくても産む気になれない」といった状況をなくし、「子どもを安心して産み育てる環境づくり」「子どもが健やかで心豊かな人間性を育むことができる環境づくり」を目的としています。

条例を作っただけで終わらせないために、条例制定後、組織、企業、団体等の代表者20名からなる「子ども条例行動推進委員会」を組織し、家庭、地域住民、学校等、事業者、町が少子化対策や子育て支援にどのような取り組みをしていくか検討し、各種事業の推進を図っています。

主な取り組みとしては、地域ぐるみで子育てをしようとする目的で平成14年度から「地域ぐるみわんぱく支援事業」や「子どもまつり」を実施し、数多くの子どもたちが主体的にイベントに参加し、地域住民の方々と交流しています。また、町内に子どもや親が安心して遊べる広場（公園）等を設置し、親子のふれあいや地域住民の交流の場を作っています。そのほか、平成14年10月から町内の5カ園全園において延長保育を実施しており、今後は一時保育も推進していくことで保護者からの多様なニーズに対応していきます。

経済的な支援としては従来から町独自で取り組んでいた「子宝祝券支給事業」（第3子以降の子どもの誕生及び小学校入学及び中学校入学に際し、祝金を支給する）のほか、平成15年度から就学前児童の医療費の無料化にも取り組んでおり、子育てする人々の負担を緩和し、子育てしやすい環境づくりに努めています。